

## 「福岡市共働事業提案制度」事業提案に関するQ & A

(平成29年4月1日現在)

### Q1 「共働」とは何か。

A 持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら、課題や目的を共有して、対等な関係でその課題解決のために協力し合うことを「共働」と呼んでいます。一般的には、「協働」ですが、福岡市では「共に取り組み、行動する」という意味を込めて「共働」を用いています。

### Q2 共働の際の「対等の立場」とは、具体的にどのようなことか。

A 提案団体と市が共有する課題（事業目的）に対して対等の関係で事業を実施し、それぞれ相応の責任を持つという考え方です。

### Q3 市とNPO等が応分の負担をするのは、どのような考え方に基づくのか。

A この制度は、NPO等と市が、それぞれ単独で取り組むよりも、共働による相乗効果を期待する制度です。提案団体と市が共有する課題（事業目的）に対して相応の責任を持ち、対等に事業を実施するといった対等性を重視する考え方に基つき、経費についても負担し合うこととしています。

### Q4 福岡市の役割分担としては、どのようなことが考えられるか。

A 経費負担だけでなく、事業の企画立案、関係機関との連絡調整、広報PR、情報提供、場の提供など多様な役割が考えられます。ただし、制度的な制約もありますので、事業を具体化していくなかで、お互いに十分に協議・調整を図っていくこととなります。

### Q5 福岡市の経費負担額と実施事業数はどの程度を考えているのか。

A 1事業あたり、400万円を上限として、総事業費の5分の4以内を福岡市が負担します。また、応募状況等に応じて事業数は変動します。

### Q6 提案が採択された場合、事業はどのように実施するのか。

A 提案団体と市の経費負担割合や事務役割の分担を定めた共働協定書を締結し、実行委員会を組織して事業を実施します。

### Q7 NPO等と市担当課の共働事業を募集するとのことだが、社会福祉協議会は市担当課と考えていいのか。

A 社会福祉協議会などの市の外郭団体等は、市の担当課ではありません。福岡市の各局担当課との共働事業を提案してください。

### Q8 民間から助成を受けている事業については提案できるのか。

A 福岡市以外の助成を受けている場合は、対象になります。その助成の規約のなかで制約がある場合もあるので確認してから提案してください。

### Q9 いくつかのNPOや、NPOと企業、大学等との合同提案も可能か。

A 複数のNPOによる合同提案や、応募資格を満たしたNPO等と、地域団体や企業、大学生のグループやゼミ等との合同提案も可能です。その場合は、第1号様式から第3号様式については共通で作成していただき、それ以外の提出書類はそれぞれの団体分を提出していただきます。

### Q10 個人での提案はできないのか。

A 福岡市との共働事業を実施するにあたって事業規模などを考えると、執行体制は組織性

	が必要となりますので、個人は対象外とします。
Q11	市が課題と考えていることと関係のない、自由な提案を行ってもいいのか。
A	市が提示したテーマに基づく提案、又はテーマやジャンルを問わない自由な提案を募集します。
Q12	一団体、複数提案をしてよいか。
A	一団体、いくつでも提案できます。
Q13	登記している事務所は東京で、福岡にある事務所は登記していないが、対象となるか。
A	事務所が福岡市内にあることを証明していただければ可能です。
Q14	NPO法人を設立してからは1年未満であるが、それ以前はボランティア団体として活動実績があるので、応募してよいか。
A	応募資格は法人の有無は問いませんので、応募可能です。ただし、第1号様式から第3号様式を除く書類について、両方の団体分提出していただきます。
Q15	定款にない分野で応募することは可能か。
A	定款にある活動分野の範囲で応募してください。
Q16	NPOとしては、事業継続が前提でないと効果を上げる企画や事業が行えないが、市はどのように考えているか。
A	課題解決のためには、市も同様にある程度の事業継続の必要性を認識しています。事業中間期に事業の成果、継続の必要性を報告していただき、中間評価を行います。その評価結果を踏まえて継続の必要性がある場合は、事業が継続される場合もあります。(最長3年間を限度)
Q17	提出書類の量が多すぎる。
A	提出書類は事業内容や事業経費を適正に審査するために提出していただくもので、ご理解とご協力をお願いします。
Q18	事業費がかからないような提案を行っても良いのか。
A	事業費が少額のものや、市の経費負担の必要がない提案も可能です。経費以外の役割分担もいろいろご提案ください。
Q19	共働事業の実施により参加料をとったり、事業収入をあげて良いのか。また、共働事業に対する寄付を募っても良いのか。
A	共働事業の実施により参加料をとったり、事業収入をあげたり、寄付を募っても構いません。またその収入を、事業費として活用する必要がある場合は、実行委員会内で用途を協議し意思決定したうえで、活用することができます。なお、事業終了時に、残余金が生じた場合は、当初の提案団体と市の経費負担割合に応じて精算します。
Q20	福岡市以外の補助金や企業の協賛金は、見込みで計上して良いのか。
A	応募の段階では、見込みで構いません。
Q21	事業収入見込みの計上には、制約があるか。また、提案団体が負担する金額より多く計上してもかまわないか。
A	事業収入見込みについては、特に制約はありませんが、企画書の事業内容及び収支予算書の内訳欄に内容や積算根拠を記入してください。
Q22	事業実施によって見込まれる収入（参加料など）を自己資金として計上してよいか。

A	事業実施によって発生する事業収入を自己資金として計上することはできません。
Q23	採択された場合、翌年の4月からの事業実施に向けて3月から準備にかかってもよいか。その場合は、事業費を4月前から執行することは可能か。
A	事業の実施期間は提案の翌年度の4月1日から1年間（翌々年の3月31日まで）です。そのため事業実施前（4月以前）の事業経費は支出できません。また、事業は共働協定書に基づいて行いますので、事業の開始までに市担当課と十分協議を行い、共働協定書を締結していただきます。
Q24	例えば、市負担400万円と提案団体負担400万円として、合計800万円の総事業費の提案を行ってもよいか。
A	福岡市が負担する経費は400万円を限度として、総事業費の5分の4までですが、提案団体が5分の1以上の負担をされる分には特に制限はありません。
Q25	NPO等と、企業や、地域、大学等との複数団体による合同提案の場合、それぞれの団体の事業経費の負担割合はどのように決めるのか。
A	市の負担金額（総事業費の5分の4以内）を除く事業経費を、提案団体がどのような割合で負担するかは、提案団体で協議の上、自由に決めていただいて構いません。
Q26	応募資格の「公益的活動」を行う一般社団法人、一般財団法人、任意団体とはどんな団体か。
A	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする団体のことです。例えば、同窓会や、趣味やサークル活動等、主に共益的な活動を行う団体は、応募対象外とします。また、特定の小学校区域内の地域住民のみを対象とした地縁的団体（自治会町内会、自治協議会、自治協議会の構成団体等）も、応募対象外とします。 ※なお、応募資格対象外の団体も、応募資格を有するNPO等との合同提案は可能です。詳しくは応募の手引の合同提案をご覧ください。
Q27	応募資格の「公益的活動」を行う一般社団法人、一般財団法人、任意団体は、何によって資格要件を判断するのか。
A	定款・規約や、役員名簿、前年度の活動報告書等によって、総合的に判断いたします。
Q28	市の外郭団体である公益財団法人が提案することはできるのか。
A	国又は地方公共団体の外郭団体は、応募対象外としておりますので、提案はできません。